

「小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度」への 府中市立小中学校の移行について

平成 28 年 9 月 28 日
府 中 市 教 育 委 員 会

小中一貫教育は、これまで、国の法整備や教育施策が未着手の段階から、学校課題の解決に資する喫緊の地方教育行政策として、あるいは今後の義務教育のあるべき姿を提案するという形で、全国規模の市町村によって独自に、教育的信念と、予算執行を伴う市民の理解のもとに展開されてきた。

府中市もまた然りである。

府中市は平成 16 年度から、小中一貫教育は「義務教育をさらに充実」させる最も有効な教育手法の一つであるとの信念を貫き、取り組み、推進してきた。更に平成 24 年度からは、「学び続ける人材輩出」のしくみを地域とともに創造するねらいを込めて、コミュニティ・スクールをその両翼に拡げて発展させてきた。

このたび、平成 28 年 4 月 1 日から施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」によって、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が日本に創設された。

市町村の先駆的取組みに対しては後衛の位置にあった国が、小中一貫教育の効果を認めて法律に整える際、日本の学校教育制度の多様化・弾力化という将来像を見通し、同法第 1 条に「我が国における学校の種類として、新たに義務教育学校を設ける」ことを謳った。

これにより国は、平成 28 年 4 月 1 日を境に、小中一貫教育を「是」とするのみならず、次代日本の義務教育の充実・発展を照らし出す学校制度を新たに示したと理解する。

府中市としては、学校教育法の趣意を反映させうる教育都市としての矜持を保ち、新たな義務教育学校制度を導入することで、本市小中一貫教育の一層の前進を促し、そのことによって市民に提供する義務教育の実質的内容を充実させたいと考える。

施策方針は、平成 28 年 3 月 22 日付け通知「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令等について」に基づくこととし、「義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例」に係る改正事項（小中一貫科等の設定、指導内容の入替え・移行等）を踏まえ、市内全域の義務教育に普及するねらいを持って次の 2 つのプランに着手し、平成 29 年 4 月には完全移行する見通しで推し進めたいと考える。

- 1 府中市条例に義務教育学校の設置を謳い、府中学園と府中明郷学園を、義務教育学校に移行する。
- 2 府中市教育委員会規則に小中一貫教育を施す併設型小・中学校の運営体制を明記し、府南学園と上下学園の各小中学校を、中学校併設型小学校、小学校併設型中学校に移行する。

府中市小中一貫教育改革指針

(小中一貫教育をさらに充実させるための〔方向性づくり〕)

府中市教育委員会

はじめに

「府中市教育大綱(平成27年度策定)」及び「府中市教育推進計画『府中学びプラン』(平成25年度策定)」に基づき、本市小中一貫教育に関する推進及び改革の指針を次のとおりとする。

1 府中市小中一貫教育の基本方針〔三つの目的〕

- (1) 知・徳・体のバランスの取れた府中っ子の育成
- (2) 夢や志を育み、社会を生き抜く力の育成
- (3) 魅力ある学校づくり

2 府中市教職員5つの原則

- (1) 各中学校区を「学園」と呼称し、9年間の連続性のある教育を展開する。
- (2) 小中学校の文化などの違いを理解、共有する。
- (3) 9年間の一貫したカリキュラムを編成する。
- (4) 異年齢集団の活動に取り組む。
- (5) 教職員の教育力を高めるために指導内容や指導方法などの工夫改善を図る。

3 主たる改革内容

- (1) 小中一貫教育を基盤としたコミュニティ・スクールの推進により、地域総ぐるみで将来の府中市を支えていく子どもたちを育成する。
- (2) 平成30年度の学習指導要領の改訂を見通し、コンピテンシー・ベースの「新府中市小中一貫教育カリキュラム」を作成する。その教育課程を基本ベースに、各学園での実践を深める。
- (3) 学校教育法の改正に伴い、府中市教育の更なる発展を目指し、小中一貫教育に係る新教育制度を踏まえた新たな仕組みづくり等についての研修・協議を行う。

4 小中一貫教育改革体制の確立

- (1) 各学園において目指す子ども像を共有、9年間を貫く教育目標を設定するため、研究体制を構成する。学園には学園長をおく。
- (2) 各学園は、小中一貫教育推進のための事務局を組織して研究を行い、その成果を協議・検証する。学園長は、学園における小中一貫教育の組織づくり及び研究推進を統括する。
- (3) 各学園における研究推進の中核的役割を担う人材を育成する。各種研修を通して、授業実践者、教育研究推進者としての力量向上を図るとともに、小中間のネットワーク構築を行う。
- (4) 府中市小中一貫教育研究大会の開催を通して、本市の小中一貫教育の推進に資する。



附 則 この指針は、平成28年4月1日から施行する。

府中教育の日を定める条例

府中教育の日を定める条例

平成23年3月 17 日条例第3号

(趣旨)

第1条 市民の教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域社会が連携して本市教育の充実と発展を図ることにより、心豊かでたくましく、確かな学力を備えた明日の府中を担う子どもたちを育成するとともに、市民が、生涯にわたって自ら学び、地域社会の振興に主体的に参加する人づくりを進めるため、府中教育の日を設ける。

(府中教育の日)

第2条 府中教育の日は、11 月1日とする。

(府中教育月間)

第3条 府中教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、毎年 11 月を府中教育月間とする。

(市の取組)

第4条 市は、学校、団体、企業及び市民等との連携並びに協力のもと、府中教育の日の趣旨にふさわしい取組を推進するとともに、広く市民への普及を図るものとする。

(市民の取組)

第5条 市民は、前条に規定する市の取組に積極的に参加するとともに、自ら府中教育の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 23 年4月1日から施行する。

「府中教育の日」教育宣言

「府中教育の日」教育宣言

平成23年10月29日

府中市において、平成23年3月17日、「府中教育の日」が条例で制定されました。
その趣旨は、市民全体で「教育」について関心と理解を深め、未来の宝、府中を担う子どもたちを、心豊かでたくましく育てると共に、生涯にわたって自ら学ぶ人づくりを進めようとするものです。

わたくしたちは、この世に誕生した瞬間^{とき}から、生涯にわたって学び続け、楽しく心豊かに生きていきたいものです。

そして、そんな私たちを見て育つ子どもたちを、学校・家庭・地域が、それぞれの立場で、それぞれの責任を果たし、そして、相互に連携しつつ、社会全体で取組み、子どもたちに夢とロマンを育て、心豊かでたくましい子どもたちに、市民をあげて育てていきたいものです。

そのために、平成23年10月29日、ここに『府中教育の日、教育宣言』をします。

私たち大人が、自分を愛し、共に市民を愛し
私たち大人が、府中を愛し、府中を誇り、
私たちが、豊かな府中をつくる。

そして、
府中の子どもたちが、府中魂をもち
府中の子どもたちが、府中を盛り上げ、
そして
府中の子どもたちが、国家を支え、世界に翔き、宇宙を見つめる。

そんな未来を目指して、考え、語り合い、行動していくことを宣言する。